
規 則

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 7 号

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則

高知県特定調達契約事務取扱規則（平成 7 年高知県規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（一連の調達契約（政令第 2 条第 6 号に規定する一連の調達契約をいう。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札にあっては、24 日）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県特定調達契約事務取扱規則第 3 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は公示を行う一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は公示を行った一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

規 則

◎ 高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則